

市議会報告

常設型住民投票条例

市議会議員 松坂知恒

一. 秋葉市長の再選

二〇〇三年二月二日投票の広島市長選挙で、広島市民は今後四年間の広島市政の舵取り役に現職市長の秋葉忠利氏を選出した。秋葉氏は十八万三千七十八票を獲得し次点候補に四万数千票の大差をつける圧勝であった。広島市民の良識がこの結果となった。

秋葉氏の選挙公約は「未来へのレシピ」として大きく五項目掲げている。そのひとつには「時代の変化を先取りする『市民都市広島』を創る」とあり、女性助役の登用と十八歳から投票できる常設的住民投票制度の導入が公約されていた。選挙後に開会された二月本会議の初日に秋葉市長はこの常設型住民投票条例を提案した。その提案理由を秋葉市長は所信表明のなかでこのように述べている。

「さて、広島市政に戻って、今後四年間、市政推進のための具体的な手法として大切な概念は『直接』だと考えています。意思決定の場では『直接民主主義』、そして経済・金融の場では『直接金融』を例に挙げたいと思います。

歴史的に見ると、『間接民主主義』そして『間接金融』は、直接民主主義あるいは直接金融の代替的制度として生まれたものです。それは、地理的・技術的制限から、理想とする直接民主主義を実行しようとしても余りにも時間がかかる、あるいは、理想とする直接金融を実行するための十分な情報が手に入らないといった制約から、仕方なく生まれた制度なのです。そのような制約が取り払われ、また、取り払われつつある今、『間接』を基本とする現在の制度を補完するため、『直接』的な制度をより広範に社会に取り入れることによって、より効率的、かつ民主主義や資本主義の原理原則に忠実な仕組みに育て、経済、社会、政治を活性化させるのは、私たちの崇高な義務だと信じています。」

「間接」が議会制民主主義を指し、「直接」が住民投票条例を指しているのである。

条例の原案は「広島市住民投票条例（案）の概要」を参照してください。

二. 議会の議論

広島市住民投票条例（案）の第五条にあるように、住民投票の投票権を有するものは有権者の十分の一以上の連署をもって市長に対し、住民投票の実施を請求できる。つまり議会の同意を得なくても市民は住民投票を市長に請求できるのである。この場合市長は住民投票を実施しなければならないのである。まさに「直接民主主義」の具現である。

さらに、第七条にあるように、市長は自ら住民投票の実施を決定できる。つまり市民も市長も議会の同意を得ることなく、いつでも住民投票を請求し実施できるのである。議会不信に対する強烈なパンチである。さすがに議会も噛み付いた。

反市長派の確井法明議員（新政クラブ）は、秋葉市長をイラクのフセイン大統領になぞらえ

「直接独裁政治だ。」と批判した。また市長与党的立場をとる共産党も「市長権限の強化に繋がる。」と批判した。そしてそれぞれに修正案を提出した。反平野議長派の会派は共産党とともに修正案を提案したのである。

三. 修正案

反市長派の修正案は、

1. 第七条の市長発議による住民投票を削除。
2. 成立要件を設け、二分の一の投票率をもって成立とする。
3. 投票形式は二者択一のみ。

反議長派はこれに対抗し成立要件を三分の一とする修正案を提出した。しかしいずれも成立要件を設け、市長発議の住民投票を認めていない。

予算特別委員会において、私の質問に対し市長は「市長発議の住民投票とは諮問であり、市民の意見を聞くことが目的である。」と答弁し、濫発するものではないと回答した。

原案も修正案も、「市民、市議会、及び市長は、住民投票の投票結果を尊重しなければならない。」(原案第十二条)と尊重義務を認めている。しかし「尊重する」とは「拘束される」と明らかに異なり、投票結果どおりにする義務はないのである。拘束されない以上、二分の一、三分の一といった高い成立要件は必要ではないのではと迫ったが、修正案の提案者である金子和彦(新政クラブ)、田尾健一(社民党市議団)は必要と回答し「法律的には拘束されるものではないが、尊重するものである。」と条文の用語をそのまま用いた。

私は原案を諮問型住民投票と理解し、イタリアで行われている住民投票のごとく、たびたび手ごろに行われている諮問型住民投票こそ市民の声を聞く重要な機会であると原案賛成の論陣を張った。

1. 市長も市議会も結果に拘束されないのに、高い成立要件は市民にとって不利である。
2. 直接選挙で選ばれた市長は、きわめて重要な案件については市民の意思を直接問う直接行政責任がある。市長発議の住民投票が実施されないことは、市民の政治参加の機会を奪うことになる。

と市民の立場で二つの修正案に反対し、原案賛成の討論を行った。

四. 採決

結局、新政クラブの修正案が、公明党、自民党市議団、フロンティア 21 などの賛成多数により可決成立した。市長への反発が修正可決の理由だが、なぜ原案を否決して住民投票条例を闇に葬らなかったのか。多数に任せれば可能だったはずであるが、女性助役の選任同意案ほど牙をむいて対抗しなかったのはなぜか。理解に苦しむ。

結果として、常設型の住民投票条例が政令指定都市では初めて、国内でも五番目の成立を見たことは画期的である。この条例の重さを誰が理解しているのだろうか。理解を深める議

論というには不十分な議論に終始したと思う。具体的な案件について住民投票を実施する際に、市民を巻き込んだ広範な議論が今一度必要である。